



山形県公報

令和8年4月10日(金)
第694号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 歳入の徴収の事務及び歳出の支出の事務の委託……………(市町村課) ……399
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……400
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害者支援施設の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 同……………(同) ……401
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……402
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……403
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(防災危機管理課) ……同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第311号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収の事務及び歳出の支出の事務を委託した。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日  
一般財団法人地域総合整備財団  
東京都千代田区麴町四丁目8番1号  
令和8年3月5日
- 2 委託業務の名称  
地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務及び徴収事務
- 3 委託した徴収の事務に係る歳入

貸付金の元利償還金

4 委託した支出の事務に係る歳出

貸付金

5 委託契約の期間

令和8年4月1日から令和9年3月12日まで

**山形県告示第312号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|------------------------------|------------------------------------|-------------|-----|------------|
| TAKY'S 合同会社<br>南陽市二色根2番地の10  | 就労継続支援B型事業所<br>こちら<br>南陽市二色根2番地の10 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 令和 8. 4. 1 |

**山形県告示第313号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地           | 事業所の名称及び所在地                                 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------------|---------------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社 ナカヤ<br>米沢市金池五丁目3番31号<br>アヴァンセ金池1階 | ラ・ヴェリタ キャリアラボ<br>米沢市金池五丁目3番31号<br>アヴァンセ金池1階 | 就 労 選 択 支 援 | 令和 8. 4. 1 |

**山形県告示第314号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地      | 施設の名称及び所在地                        | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員                         | 指定年月日      |
|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------|------------------------------|------------|
| 社会福祉法人米沢栄光の里<br>米沢市万世町梓山5494番地の1 | しょうがい者支援施設栄光園<br>米沢市万世町梓山5493番地の1 | 生 活 介 護                | 施設入所支援<br>80名<br>生活介護<br>80名 | 令和 8. 4. 1 |

**山形県告示第315号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|--------------------------------------|------------------------------------|-------------|----------|
| 合同会社おきたまライフフュージョンおらフ<br>米沢市広幡町成島1027 | リハビリ特化型デイサービスReはーと<br>米沢市広幡町成島1027 | 生活介護        | 令和8.3.31 |
| 合同会社おきたまライフフュージョンおらフ<br>米沢市広幡町成島1027 | リハビリ特化型デイサービスReはーと<br>米沢市広幡町成島1027 | 自立訓練（機能訓練）  | 同        |
| 合同会社おきたまライフフュージョンおらフ<br>米沢市広幡町成島1027 | リハビリ特化型デイサービスReはーと<br>米沢市広幡町成島1027 | 自立訓練（生活訓練）  | 同        |

**山形県告示第316号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|---------------------------------|------------------------------|-------------|----------|
| 特定非営利活動法人聲明会<br>米沢市城西一丁目6番36-3号 | フラワーコート米沢<br>米沢市城西一丁目6番36-3号 | 就労継続支援（B型）  | 令和8.3.31 |

**山形県告示第317号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地             | 廃止年月日    |
|-----------------------------------|-------------------------|----------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市宮町一丁目3番36号 | だりや<br>東置賜郡川西町大字高山1913番 | 令和8.3.31 |

**山形県告示第318号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|-------------------------------|--------------------------------------|-------------|----------|
| 社会福祉法人月山福祉会<br>鶴岡市中野京田字壺柳4番地1 | 障害福祉サービス事業「作業所月山」<br>鶴岡市中野京田字壺柳4番地1  | 就労移行支援      | 令和8.3.31 |
| 医療法人社団愛陽会<br>東田川郡三川町大字横山字堤39番 | 多機能型事業所じょんぶ<br>東田川郡三川町大字横山字トツラ田24番地1 | 就労移行支援      | 同        |

**山形県告示第319号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
令和8年3月26日

**山形県告示第320号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市大針字小俣1-1、1-22から1-28まで、字松ヶ沢7-1、9-1から9-4まで、9-8
- 2 保安林指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第321号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南陽市宮内字水林4402-26
- 2 保安林指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び南陽市役所に備え置いて縦覧

に供する。)

**山形県告示第322号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき新庄市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 新庄都市計画
  - (2) 名 称 新庄都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第323号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人                  |                 | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|-------------------------|-----------------|------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名               | 所在地             |            |             |
| 株式会社中村能登屋<br>代表取締役 中村 篤 | 山形市旅籠町一丁目12番42号 | 同 左        | 令和 8. 3. 31 |

**公 告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県防災行政通信ネットワーク保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県防災くらし安心部防災危機管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2671
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号
- 5 随意契約に係る契約金額 74,470,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤             | 正                   |
|-------------|------------|-----|----|---------------|---------------------|
| 令和 7. 6. 27 | 第616号      | 708 | 12 | 主伐に係る伐採種は、    | 次の森林については、主伐        |
| 同           | 同          | 同   | 13 | 3068-1、3068-2 | は、<br>3068-1・3068-2 |